



広報

# かわにし

人口の動き

2月1日現在

男 5,279(+1)

女 5,365

計 10,644(+1)

世帯数 2,372(-1)

( )内は前月との比較

発行 川西町・町長 根津正三 編集 企画室広報係 北村準一 定価 1部5円 印刷 白南風社



## 始まった南原保育園の建設工事

昨年暮れの19日に焼失した南原へき地保育所の建設が、春の開園に照準をあわせて急ピッチで進められています。〈5日、現場で撮影〉

### 行事

農家対策事業の

地区検討会 日程

二月

十日 仁田第一・第二、午後一時から仁田公民館で

十二日 仁田第三・第四、午後一時から仁田公民館で

十三日 野口第一・第二・第三、午後一時から野口公民館で

十四日 野口第四・第五、午後一時から野口公民館で

十五日 原田、午後七時から原田公民館で

十六日 根深、午後七時から根深公民館で

十七日 下原、午後七時から下原公民館で

三月

五日 東山、午後七時から東山公民館で

六日 水口沢、午後七時から水口沢公民館で

七日 上新井、裏町公民館で

八日 中屋敷、中屋敷公民館で

九日 元町、元町公民館で、いずれも午後七時から

新町、新町公民館で、いずれも午後七時から

千手愛児会 二月二

定例総会 十五日

午後一時半から役場分室で。

町議会云報告(一月臨時会)

南原保育園再建が決まる

税条例改正で五百万の減税見込み

新しい年の初議会・第一回町議会臨時会... 一月二十五日に招集され、会期一日で...

固定資産税率を引き下げ

まず、恒例になっている町長及び議長の年頭のあいさつが... 最初の議案は、固定資産税の税率引き下げと免税点の引き上げを内容にした、川西町税条例の

乳児医療費の公費負担に関する決議

次代をになう子供たちの健全な発育を保障することは、政治の要諦である。近年、乳児の罹病率は老人に次いで多く、子供を持つ親にとって、その医療費は、大きな経済的負担となっている。

一部改正でした。

ご存じのように、川西町では、総合開発計画に基づく各種事業を推進するため、これまで、固定資産税において標準税率を〇・四超の増徴負担によって一般財源の確保をはかり、ご協力をいただきながら、多くの実績をあげてきました。

よって、川西町議会は、昭和四十八年度より自己負担分の全額免除を骨子とした乳児医療費の公費負担制度を本町でも実施するとともに、市町村がこうした制度を設けた場合、新潟県は所得制限等の条件を付することなく、所要経費の三分の二を市町村に補助する制度を設けるよう強く要請するものである。

昭和四十八年一月二十五日

新潟県中魚沼郡川西町議会

した。

しかし、国における減税方針や固定資産税評価額の年々の増加、あるいは、市町村民税との税負担の均衡などの理由から、今回の措置になったものです。

改正の具体的な内容は、税率の〇・一引き下げと、評価額の少額のかたに対する免税点を、土地については三万円未満を八万円に、家屋については三万円未満を五万円未満にそれぞれ引き上げるといふもので、原案どおり可決されました。

この、税条例の一部改正による昭和四十八年度の減税見込みは次のようになります。

Table with 2 columns: Category (Land, House, etc.) and Amount (e.g., 160,000, 1,520,000, etc.)

南原保育園は

47年度事業で

議案第二号は、一般会計の六回目の補正予算についてで、これも原案どおり可決されました。

補正の主要な点は、歳出で、公有財産購入費、南原保育園建設関係経費及び消防費を追加したのに対し、歳入では地方交付税や町債の増を中心として手当てしました。

この結果、一般会計は、歳入歳出とも二千一百四十八万七千九百九十九円と、総額六億九千九百四十六万三千円と、七億目前の規模に達しました。

こうして、昨年の暮れに焼失した南原(き)地保育所が、新しく、常設の小規模保育園として、四十七年度事業で再建整備されることになり、引き続き、この保育園敷地寄付の受け入れも議決しました。

体協が体育館建設を請願

建設を請願

臨時会は、このあと、建設厚生委員会に付託となっていた一乳児の医療費助成に関する請願の審査結果について委員長報告があり、同請願は、委員会の結論どおり採択となりました。

そして、請願の趣旨に基づいた別掲のような決議案が建厚常任委員全員の手で提出され、修正なしに議決されました。

この間、議会は、南原保育園建設

設工事の入札を執行するため一時中断し、入札終了後に再開、たまたちに同建設工事請負契約を議決に付するとう、ドラマチックな運営をみせました。

その、南原保育園建設工事は、契約金額一千二百十万円、株式会社高橋工務店(代表取締役高橋寛治)が請け負うことになりました。完成期限は、三月三十一日となっています。

日程の最後は、「町民体育館建設に関する請願」でした。

請願の趣旨は、運動広場を併設した町民体育館を建設してほしいというもので、請願者の町体育協会高橋文一会長以下、傍聴した体協役員の見つめるうちに同請願は所管の総務文教委員会に付託されました。閉会後は、全員協議会が開かれています。

宮啓一さん(町体育協会理事長)の話し、町民体育館建設は、実現可能性の近しいように聞いている総合集会所敷地とはまったく別々に、ここで、スポーツの振興を通じて明るい町づくりに寄与したいという立場から、体協の意思を結果してお願した次第です。

史料

川西町のあゆみ

配本、三月末から

前号で、「史料・川西町のあゆみ」刊行を発表したところ、さっそく、みなさんから三百部ちかいか注文をちょうだいしました。

目下、町内の印刷所で完成を急

幼稚園児の募集

四月入園の川西幼稚園児を、次の要領で募集します。

一 募集対象

- (一) 五歳児(昭和四十二年四月二日から翌四十四年四月一日までの間に生まれたもの)であること。
(二) 川西町全域からとし、年間通園可能であること。
(三) 例年の応募結果は、千手小学校の通学区内に住所を有するものだけとなっています。

二 手続

- (一) 決められた入園願書に必要事項を記入し、役場内教育委員会事務局に提出してください。
(二) 願書の提出期限は、二月末日です。
(三) 願書の用紙は、役場の窓口で備えてありますから、お出かけになって請求してください。

いでおりますが、申し込みは三月末になる見込みです。したがって、配本はその後ということになり、当方から配送する予定でいます。

なお、まだ、印刷に余裕がありますので、追加注文も受け付けていますから、ご希望のときは、至急ご一報くださるよう。

(教委、社会教育課)

# 財政事情

—その2—

## 昭和46年度 町税の徴収実績

| 区分<br>種目別  | 調定済額    |           |         | 収入済額    |           |         | 収入歩合  |           |       |      |
|------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-------|-----------|-------|------|
|            | 現年度分    | 滞納<br>繰越分 | 計       | 現年度分    | 滞納<br>繰越分 | 計       | 現年度分  | 滞納<br>繰越分 | 計     | 前年   |
| 一市町村民税     | 34,116  | 6         | 34,122  | 34,116  | 0         | 34,116  | 100.0 |           | 100.0 | 99.9 |
| (1)個人均等割   | 1,046   |           | 1,046   | 1,046   |           | 1,046   | 100.0 |           | 100.0 |      |
| (2)個人所得割   | 19,235  |           | 19,235  | 19,235  |           | 19,235  | 100.0 |           | 100.0 |      |
| (3)法人均等割   | 121     | 6         | 127     | 121     | 0         | 121     | 100.0 |           | 95.3  |      |
| (4)法人税割    | 13,714  |           | 13,714  | 13,714  |           | 13,714  | 100.0 |           | 100.0 |      |
| 二固定資産税     | 83,680  | 181       | 83,861  | 83,648  | 56        | 83,704  | 100.0 | 30.9      | 99.8  | 99.8 |
| (1)純固定資産税  | 82,042  | 181       | 82,223  | 82,010  | 56        | 82,066  | 100.0 | 30.9      | 99.8  |      |
| (イ)土地      | 17,229  | 165       | 17,394  | 17,222  | 51        | 17,273  | 100.0 | 30.9      | 99.3  |      |
| (ロ)家屋      | 22,151  | 16        | 22,167  | 22,143  | 5         | 22,148  | 100.0 | 31.3      | 99.9  |      |
| (ハ)償却資産    | 42,662  |           | 42,662  | 42,645  |           | 42,645  | 100.0 |           | 100.0 |      |
| (2)交付金・納付金 | 1,638   |           | 1,638   | 1,638   |           | 1,638   | 100.0 |           | 100.0 |      |
| (イ)交付金     |         |           |         |         |           |         |       |           |       |      |
| (ロ)納付金     | 1,638   |           | 1,638   | 1,638   |           | 1,638   | 100.0 |           | 100.0 |      |
| 三軽自動車税     | 3,559   | 11        | 3,570   | 3,546   | 5         | 3,551   | 99.6  | 45.5      | 99.5  | 99.7 |
| 四市町村たばこ消費税 | 9,810   |           | 9,810   | 9,810   |           | 9,810   | 100.0 |           | 100.0 |      |
| 五電気ガス税     | 5,328   |           | 5,328   | 5,328   |           | 5,328   | 100.0 |           | 100.0 |      |
| 六木材引取税     | 201     | 8         | 209     | 201     | 0         | 201     | 100.0 |           | 96.2  | 96.5 |
| 計          | 136,694 | 206       | 136,900 | 136,649 | 61        | 136,710 | 100.0 | 29.6      | 99.9  | 99.8 |
| 国民健康保険料    | 37,490  | 67        | 37,557  | 37,437  | 44        | 37,481  | 99.9  | 65.7      | 99.8  | 99.8 |

## 町税及び地方交付税の伸長率

| 年度 | 町税(A)   | 人口1人当り | 指数  | 地方交付税(B) | 人口1人当り | 指数  | (A)+(B) | 指数  | 備考 |
|----|---------|--------|-----|----------|--------|-----|---------|-----|----|
| 36 | 71,817  | 5,145  | 100 | 35,528   | 2,545  | 100 | 107,345 | 100 |    |
| 37 | 82,487  | 5,910  | 114 | 35,991   | 2,579  | 101 | 118,478 | 110 |    |
| 38 | 83,466  | 5,980  | 116 | 46,051   | 3,299  | 129 | 129,517 | 120 |    |
| 39 | 80,822  | 6,261  | 112 | 52,982   | 4,105  | 149 | 133,804 | 124 |    |
| 40 | 82,351  | 6,752  | 114 | 61,565   | 5,048  | 173 | 143,916 | 134 |    |
| 41 | 82,047  | 6,871  | 114 | 71,487   | 5,861  | 201 | 153,534 | 143 |    |
| 42 | 92,823  | 7,775  | 129 | 93,735   | 7,781  | 263 | 186,558 | 173 |    |
| 43 | 100,009 | 8,604  | 139 | 113,543  | 9,495  | 319 | 213,552 | 198 |    |
| 44 | 111,941 | 9,357  | 155 | 149,534  | 12,500 | 420 | 261,475 | 243 |    |
| 45 | 130,764 | 11,835 | 182 | 176,216  | 15,950 | 495 | 306,980 | 285 |    |
| 46 | 136,710 | 12,710 | 190 | 237,177  | 22,050 | 667 | 373,887 | 348 |    |

### 国民健康保険事業会計決算の状況

| 歳 入             |                         | 歳 出        |                        | 収 支                      |                          |
|-----------------|-------------------------|------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 科 目             | 決算額                     | 科 目        | 決算額                    |                          |                          |
| 1.保 険 料         | 37,481,450 <sup>円</sup> | 1.総 務 費    | 6,839,818 <sup>円</sup> | 歳入歳出差引額 A-B              | C 3,737,812 <sup>円</sup> |
| 2.国庫支出金         | 76,423,684              | (1)総務管理費   | 6,464,853              | 繰越又は支払繰延等                | D 0                      |
| (1)事務費負担金       | 3,930,684               | (2)保険料徴収費  | 63,962                 | 療養給付費<br>負担金及び<br>事務費精算額 | 精算交付額 E 61,992,684       |
| (2)療養給付費<br>負担金 | 58,062,000              | (3)運営協議会費  | 255,453                |                          | 精算還付額 F 1,251,194        |
| (3)助産費補助金       | 119,000                 | (4)趣旨普及費   | 55,550                 |                          | 差引額 G 60,741,490         |
| (4)保健婦補助金       | 669,000                 | 2.保険給付費    | 105,073,394            |                          | C+E-F H 64,479,302       |
| (5)財政調整交付金      | 13,444,000              | (1)療養諸費    | 104,128,894            | 実質収支額                    | A-B I 3,737,812          |
| (6)その他の補助金      | 199,000                 | (2)その他の給付費 | 944,500                | 財源補てん的な他会計よりの繰入金 J       | 0                        |
| 3.県支出金          | 33,000                  | 3.保健施設費    | 4,390,804              | 財源補てん的な繰出金               | K 0                      |
| 4.他会計よりの繰入金     | 3,000,000               | 4.諸支出金     | 1,251,194              | 再差引収支額                   | H-J+K L 64,479,302       |
| 5.繰越金           | 3,145,853               | 5.公債費      | 30,000                 |                          | I-J+D M 3,737,812        |
| 6.その他の収入        | 1,273,145               | 6.積立金      | 35,000                 | 人 件 費                    | 10,047,386               |
| 歳入合計 A          | 121,358,022             | 歳出合計 B     | 117,620,210            | 世帯数                      | 1,827                    |
|                 |                         |            |                        | 被保険者数                    | 7,177                    |

### 国民健康保険施設会計決算の状況

| 歳 入         |                         | 歳 出        |                         | 収 支       |                         |
|-------------|-------------------------|------------|-------------------------|-----------|-------------------------|
| 科 目         | 決算額                     | 科 目        | 決算額                     |           |                         |
| 1.診療収入      | 23,963,730 <sup>円</sup> | 1.総 務 費    | 13,329,163 <sup>円</sup> | 歳入歳出差引額   | △4,014,403 <sup>円</sup> |
| 2.使用料及手数料   | 118,640                 | 2.医 業 費    | 15,031,192              | 繰越又は支払繰延等 | 0                       |
| 3.国庫支出金     | 0                       | 3.施設整備費    | 112,087                 | 未収入特定財源   | 0                       |
| 4.財産収入      | 0                       | 4.公 債 費    | 97,649                  | 実質収支額     | △4,014,403              |
| 5.他会計よりの繰入金 | 1,340,781               | 5.前年度繰上充用金 | 1,340,781               | 他会計より繰入金  | 1,340,781               |
| 6.諸 収 入     | 473,318                 |            |                         | 再差引収支額    | △5,355,184              |
| 歳入合計        | 25,896,469              | 歳出合計       | 29,910,872              |           |                         |

### 農業共済事業会計決算の状況

| 歳 入                        |                 | 歳 出                    |                            | 収 支           |                      |         |                         |
|----------------------------|-----------------|------------------------|----------------------------|---------------|----------------------|---------|-------------------------|
| 科 目                        | 決算額             | 科 目                    | 決算額                        |               |                      |         |                         |
| 共<br>済<br>勘<br>定<br>収<br>入 | 1.掛金交付金補助金      | 5,054,560 <sup>円</sup> | 共<br>済<br>勘<br>定<br>支<br>出 | 1.保 険 金       | 214,208 <sup>円</sup> | 歳入歳出差引額 | 16,382,079 <sup>円</sup> |
|                            | 2.保 険 金         | 592,862                |                            | 2.共 済 金       | 1,437,883            | 支払備金積立金 | 0                       |
|                            | 3.連 合 会 無 事 戻 金 | 334,448                |                            | 3.無 事 戻 金     | 1,054,117            | 責任準備積立金 | 0                       |
|                            | 4.繰 越 金         | 10,412,762             |                            | 4.繰 出 金       | 0                    | 繰 入 金   | 1,282,000               |
|                            | 5.そ の 他 の 収 入   | 0                      |                            | 5.そ の 他 の 支 出 | 0                    | 繰 出 金   | 0                       |
|                            | 計               | 16,394,632             |                            | 計             | 2,706,208            | 未 収 金   | 0                       |
| 業<br>務<br>勘<br>定<br>収<br>入 | 1.賦 課 金         | 711,677                | 業<br>務<br>勘<br>定<br>支<br>出 | 1.総 務 費       | 8,097,715            | 未 払 金   | 0                       |
|                            | 2.県 支 出 金       | 5,824,000              |                            | (1)人 件 費      | 6,755,997            | 再差引収支額  | 15,100,079              |
|                            | 3.分 担 金 負 担 金   | 876,912                |                            | (2)そ の 他      | 1,341,718            |         |                         |
|                            | 4.繰 入 金         | 1,282,000              |                            | 2.業 務 費       | 1,121,101            |         |                         |
|                            | 5.諸 収 入         | 632,676                |                            | 3.連 合 会 支 出 金 | 133,300              |         |                         |
|                            | 6.繰 越 金         | 2,718,606              |                            | 4.そ の 他 の 支 出 | 0                    |         |                         |
|                            | 計               | 12,045,771             |                            | 計             | 9,352,116            |         |                         |
| 歳入合計                       | 28,440,403      | 歳出合計                   | 12,068,324                 |               |                      |         |                         |

# 国民年金支払い月の変更

## 3・6・9・12月に

拠出制国民年金の年金支払い月が変更になりました。

いままで、この拠出制国民年金は、毎年二月、五月、八月及び十一月の各月に年金の支払いを行なっていました。ことしから、三月、六月、九月及び十二月の四回、それぞれ月の前月までの三か月分を支払うことになりました。

福祉年金の場合は、これまでどおり一月、五月及び九月の各六日からです。おまじがいのないよう。

### 現況届を忘れずに

拠出制国民年金の受給権者（障害年金、母子年金及び遺児年金）は、毎年、三月三十一日までに国民年金受給権者現況届を提出しなければなりません。

この届けをしなないと、次の年金支給を停止されますから注意してください。

届けの用紙は、役場の社会課窓口にて用意してあります。印鑑を持参して、早めに手続きをすませるよう。

### 取り残されぬよう

ご承知のように、年金制度の充実改善が叫ばれている昨今、いくらか内容が良くなっても、被保険者として加入していなければ制度の扱いを受けることはできません。現在、国民年金以外の公的年金（厚生年金や各種共済年金）に加入している人以外は、必ず、国民年金に加入してください。

ことしは、国民年金の年といわれています。この際、あなたの将来を守る年金制度をあらためて認識なさって、制度から取残されないようにご注意ください。特に、二十歳になったばかりの若い人たちの中には、年金に対する意識が薄く、年金といっても実際にもらえるのは遠い将来のことだからといって、真剣に年金のことを考えようという傾向があるようです。今は元気で働いていても、やがては、年をとって働けなくなるときがやってくるのですから。

## 児童手当 支給範囲を拡大

児童手当は、四月から、次の要件に当てはまるときに支給されることとなります。

1 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち、一人以上が昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童であること。

これまでは、三人以上の児童のうち、昭和四十七年一月一日現在で五歳未満の児童（昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童）のいることが必要でした。

四月からは、その範囲が拡大されて、三人以上の児童のうち四月一日現在、十歳未満の児童がいれば支給されるようになります。

たものです。

2 その人の収入が、一定の額、たとえば扶養親族五人の場合二百三十三万円（この額は、ことし六月に引き上げられる予定です。）に満たないこと。

### 支給手続きは

支給を受けるには、認定請求書を出していただく必要があります。

新しく該当すると思われるかたや手当額がふえらると思われるかたは、すぐ、係まで請求の手続きにおいでください。

もし、手続きが四月以後になりますと、四月分から支給を受けることができなくなり、請求した月の翌月から支給開始となります。したがって、遅れても、三月中には手続きを済ませるよう。公務員や三公社に勤めているかたは、勤務先に申し出てください。なお、この児童手当は、各種の福祉年金、児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

### 八十八歳の長寿者

ことは十四人

町で記念の座ぶとんを贈った米寿の皆さんを、次にご紹介します。平野莊二・中島町、世帯主席治平野徳平・四郎兼、一平喜多トメ・東善寺、誠兩喜ヒデ・木島、吉治蔵品ムメ・籍条、三勇平中条トミ・元町、貞夫渡貫ムメ・新町新田、三九二

### 冬の交通事故防止

駐在所

暖冬のせいで、例年に比べたら道路事情は良いのですが、まだまだ油断はできません。ドライバーはむろんのこと、歩行者のあなたも、交通事故防止のため、特に次の点に注意してください。

- 天候や路面に応じた安全速度で運転を。
- 路面はすべりやすいし、見とおしも悪く、路肩の見きわめが困難です。・・・スリップ注意

### 町へ

#### 二件の寄付

このほど、町あてに次の二件の寄付をいただきました。ご紹介します。

※大海基二さん（高原田）から一月五日になくなられた二男敏明ちゃんのお香典返しとして、南原保育園の再建に役立ててほしいと一万円。

※押木増雄さん（元町）から、一月十二日になくなられた実父治平さんの香典返しとして、町の社会福祉に役立ててほしいと三万円。

- |          |     |
|----------|-----|
| 山口熊太郎・仁田 | 本人  |
| 田中サチ・仁田  | 隆一郎 |
| 星野イノ・野口  | 正太郎 |
| 丸山直松・原田  | 仁吉  |
| 高橋権三郎・室島 | 正一  |
| 金子富太郎・岩瀬 | 本人  |
| 江口鶴治・小白倉 | 本人  |

● 車間距離は十分に・・・雪道や凍りついた道路では、停止距離が長くなります。車間距離は多めにとってください。

● 歩行は、安全を確かめて冬期、車はスリップしやすい、急に止めることはできません。・・・特に、道路の横断には注意を払うよう。

● 飲酒運転は絶対しないよう、また、させないように。● むちゃな追い越しは事故のもとです。

＊運転者むけ……………  
 ＊歩行者むけ……………  
 たしかめて またたしかめて ハイ横断  
 ＊子どもむけ……………  
 ぼくしない どうろのとびだし わるふざけ

せまい日本 そんなに急いで どこへ行く

交通安全・年間スローガン

# 所得税の申告・納税

## — 来月十五日までに —

ことしも、いよいよ所得税の確定申告、贈与税の申告と納税の時期がやってまいりました。

### 確定申告は

所得税の申告と納税は、今月十六日から三月十五日までです。

確定申告によって算出された所得額は、申告期限と同じく、三月十五日までに納めなければなりません。延納も許されています。

この、延納を希望される場合は、半分(予定納税を行なっているかたなら第三期分納税の半分)以上を三月十五日までに納め、残りは五月三十一日までに納付すればよいしくみです。ただし、延納期間中は、年七・三分の割合で利子税がかかることをご承知になってください。

申告書を作成する際には、あらかじめ配付する「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書きかた」を参考に、まちがいのないよう記載してください。

また、前述、延納の場合の手続きも、確定申告書の延納税額などを記入する欄に書き込めばよいことになっています。

### 納税相談は、

#### 指定の日に

確定申告は、ご存じのとおり自分で所得を計算して納税をしてい

たきます。

もし、おわかりにならないことがあつて納税相談会場へおでかけの際は、あらかじめ確定申告書の自分で記入できるところ、たとえ住所・氏名や扶養控除欄、配偶者控除欄、生命保険料控除欄等を記載して、相談時間の短縮にご協力をお願いします。

さらに、雑損控除、医療費控除生命保険料控除、損害保険料控除などを受ける人は、証明書類をご持参くださるよう、給与・配当などの所得がある人は、必ず源泉徴収票をご持参ください。

一方、申告期限間近になりますと、税務署の窓口が、たいへん混雑します。そのため、長時間お待ちたせし、ご迷惑をおかけするおそれもありますので、申告は、なるべく早めにすませるようお願いいたします。

なお、税務署から相談日の案内のあった人は、なるべく、その日においでください。

納税相談日程

☆期間 二月二十八日から三月二日まで(三日間)

☆会場 川西町役場四階議場

☆納税相談は、

指定の日に

還付手続きも早めに

も、早めにすませてください。

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告を行なうことができます。

次のような場合は、特に納め過ぎになっていないかどうかを確かめてください。

1 源泉分離課税を受けない利子や配当などの収入がある人  
2 サラリーマンで、雑損控除や医療費控除等のある人  
3 サラリーマンで、年の中途に退職した人  
4 予定納税をしている人で、災害を受けたり、営業不振などにより所得が著しく減少し、確定申告の必要がなくなった人。

贈与税の場合には

贈与税は、毎年二月一日から三月十五日までの間に申告し、納税することになっています。

贈与税は、土地や家屋をはじめ現金、預金、株式など財産をもらった人が納める税金ですが、財産

の贈与は、親と子、夫と妻などのように親族間で行なわれることが多いので、財産をもらっても贈与税のかかることを知らなかったりうっかりしている人が、案外、多いようですから注意してください。

贈与税の計算は、昭和四十七年中にももらった財産の価額が四十万円をこえる人が申告し、納税していただくこととなります。

また、四十七年中にももらった財産の価額が四十万円以下であっても、次のような場合は、贈与税の申告と納税が必要です。

すなわち、昭和四十七年中に二十万円をこえる財産をもらったかたが、同じ人から昭和四十六年から四十五年にも二十万円をこえる価額の財産をもらっているときは、三年贈与税の累積課税といって、三年

の贈与は、親と子、夫と妻などのように親族間で行なわれることが多いので、財産をもらっても贈与税のかかることを知らなかったりうっかりしている人が、案外、多いようですから注意してください。

贈与税の計算は、昭和四十七年中にももらった財産の価額が四十万円をこえる人が申告し、納税していただくこととなります。

また、四十七年中にももらった財産の価額が四十万円以下であっても、次のような場合は、贈与税の申告と納税が必要です。

すなわち、昭和四十七年中に二十万円をこえる財産をもらったかたが、同じ人から昭和四十六年から四十五年にも二十万円をこえる価額の財産をもらっているときは、三年贈与税の累積課税といつて、三年

間は合計して贈与税を計算することになっていきます。

詳しいことは、税務署の資産税担当にご相談のうえ、誤りのない申告と納税をされるようお願いいたします。

便利な振替納税

納税には、便利な振替納税の制度がありますから、ご利用になってください。その、届け出等の手続きは、金融機関か税務署にお申し出ください。

なお、市町村民税の申告書も三月十五日までに、役場へ提出されるようご協力をお願いいたします。(確定申告書提出した人は必要ありません。)(税務課・十日町税務署)

納税メモ

不動産取得 土地や家屋などの不動産を取得したときにかかるのが不動産取得税(県税)で標準税率は、取得した不動産価格の三%です。

不動産の価格は、家屋の新築等で町の固定資産税台帳に登録されていないと、評価基準によって、県知事がその価格を決定します。

土地十万円、家屋二十万円未満なら課税されず、住宅を新築した場合は、二百三十万円(四十七年は百五十万円)を控除する特例があります。

新嘱託員さまへ

△橋地区▽  
◎木暮・和久井精一 ◎野口・大久保武義

△仙田地区▽  
◎中仙田・小林与作 ◎田戸・押木二吉 ◎越ヶ沢・小川伊作

△上野地区▽  
◎上野・上村忠雄 ◎下平新田・清水富二郎 ◎三領・高橋忠雄

△川崎地区▽  
◎川崎 正子 耕作 三女 高原田 登坂 昌美 正一 二女 岩瀬 小海 裕 久男 長男 木島 丸山 勲 弘一 長男 中仙田

△大海地区▽  
◎大海 敏明 高原田 高橋 幸夫 室島 高橋 庸治 丸山ハツノ 原田 蔵品馨太郎 原田 押木 治平 元町 山崎 豊吉 中央町 田中 キヨ 下原 田村 ノヤ 鶴吉 九二

△新郷地区▽  
◎新郷 若山 勝利 新町新田 村上 幹香 岡山から

△たかさご地区▽  
◎たかさご 一円満に



かわにし 俳壇

在埼玉 金子 洋石  
初午の太鼓に夕の風しまる  
積み替へし堆肥の匂ふ東風の夕  
残る菜を早春の鶏ついはめる  
早春や土のほぐるる施肥のあと  
布団干す良き日や梅のこぼれ咲く  
小白倉 江口 凡石

空青しどこの煙真直ぐに  
どんど後ひっそり暮れて小雨降る  
小白倉 片桐 玉章  
もぎ残る柚子自立ちいて冬田  
春浅き梨の剪定つゞき居り  
千手 高橋 Y 子

拘へもわかれて雪の詣で道  
松風園 南雲 文基  
大桃の豊作ねがう小豆がゆ